

第3章 施策の基本的な考え方

1 基本理念

ひとり親家庭等が、生活の安定と向上を図り、自立した生活を営めるよう支援体制を整備するとともに、子どもたちがその置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成され、安心して子どもを育てることのできる社会づくりをめざします。

2 施策の基本目標

ひとり親家庭等の自立を支援するため、次の5つの項目を柱として、具体的な施策を推進します。

(1) 相談・情報提供機能の充実

ひとり親家庭等の子育てをはじめとした生活面及び就業面等に関する様々な悩みについて、身近なところにおいて相談を受け、支援策に関する情報の提供や助言を行うなど相談機能の充実に努めます。

(2) 子育て支援策の推進

ひとり親家庭が安心して子育てを行い、就労や就業に向けた職業訓練との両立が可能となるよう、市町村との連携のもと、保育所への優先入所や多様な子育てサービスの提供等の子育て支援を推進します。また、養育費が確保されるよう、取得促進のための情報提供や啓発を行います。

(3) 生活支援策の充実

母子家庭や寡婦の安定した生活を確保するために、公営住宅の優先入居等による生活基盤の提供や、母子寡婦福祉資金の貸付等による経済的支援等により、生活面への支援に取り組みます。

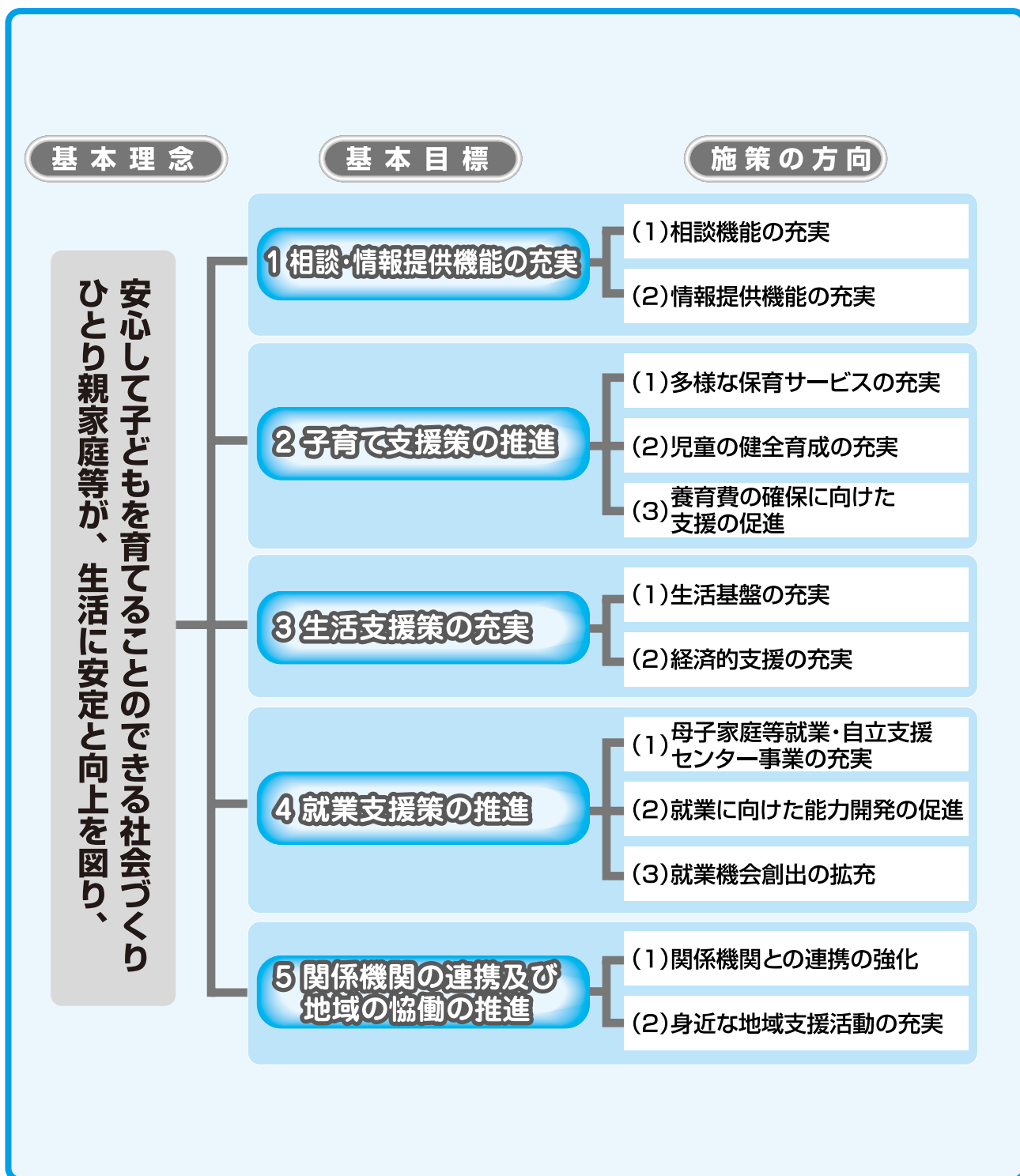
(4) 就業支援策の推進

母子家庭の母及び寡婦が経済的に自立した生活を送ることができるよう、関係機関との連携により職業能力向上のための訓練や効果的な就業支援を行うとともに、企業等の理解と協力のもと、就業機会の創出など就業に向けた支援を推進します。

(5) 関係機関の連携及び地域の協働の推進

ひとり親家庭等への自立支援策が総合的かつ効果的に展開できるよう、県と市町村が適切に役割を分担しながら施策を推進します。また、行政のみならず、民間企業に対しても母子家庭の母や寡婦に対する雇用の理解と促進を図るとともに、母子福祉団体や母子家庭等が主体となる取組みへの支援を行います。

3 プランの体系



施策推進の流れ

ひとり親家庭等の課題

母子家庭・寡婦 就業による経済的自立とその生活支援及び養育費を含めた子育て支援が必要

父子家庭 子育てを中心とした日常生活の支援が必要

1 相談・情報提供機能の充実

(1) 相談機能

- 母子自立支援員等による相談
- 奈良県こども家庭相談センターでの相談
- 関係機関の連携及び研修
- 母子家庭等就業・自立支援センター
- 就業相談

(2) 情報提供機能

- 県・市町村における情報発信
- 身近な地域活動者からの情報提供
- 就業支援バンク

2 子育て支援策の推進

(1) 多様な保育サービス

- 保育所の優先入所
- 多様な保育サービス
 - 延長保育
 - 休日保育
 - 一時保育
 - 病後児保育
 - ファミリー・サポート・センター
- 母子家庭等日常生活支援事業
- 子育て短期支援事業
 - ショートステイ
 - トワイライトステイ

(2) 児童健全育成

- 放課後児童クラブの優先利用
- ひとり親家庭生活支援事業

(3) 養育費

- 養育費の確保に向けた啓発
- 法律相談

4 就業支援策の推進

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

- 母子家庭等就業・自立支援センター
 - 就業相談
 - 求人情報の提供
 - (新) 母子自立支援プログラム策定
- 母子自立支援員による就業相談
- 公共職業安定所と連携した求人情報の提供

(2) 能力開発

- 公共職業訓練
- 技能習得期間の貸付

(3) 就業機会創出

- 公共的施設での雇用促進
- 事業開始の支援

- 母子家庭等就業・自立支援センター
 - (新) 準備講習付き職業訓練
 - 就業支援講習会(セミナー)
- 就業促進

- 母子家庭自立支援給付金
- 自立支援教育訓練給付金
- 高等技能訓練促進費

- 常用雇用転換奨励金

3 生活支援策の充実

(1) 生活基盤

- 母子生活支援施設
- 公営住宅の優先入居

(2) 経済的支援

- 母子寡婦福祉資金貸付金
- 児童扶養手当
- 母子家庭医療費助成
- 保育所保護者負担金の減免

5 関係機関の連携及び地域の協働の推進

(1) 関係機関との連携

- 県・市町村・民間等のパートナーシップ

(2) 地域支援活動

- 地域での支援活動
- 地域活動への参加
- 母子福祉団体の支援

就業・自立

ひとり親家庭等が、生活の安定と向上を図り、安心して子育てを行うことができる